合3千円 ▼診断費/木造戸建住宅の場 【わが家の耐震改修促進事業】 (申請者負担分)

の場合最大20万円) の3分の2以内(戸建て住宅 ①耐震改修計画策定費補助 定に対して費用の一部を補助 内容/住宅の改修計画の策 補助金額/改修計画策定費

## ②耐震改修工事費補助

の場合最大60万円) の4分の1以内(戸建て住宅 に対して費用の一部を補助 ▼内容/住宅の耐震補強工事 補助金額/耐震改修工事費

または県建築指導課(207 8-362-4340) 計画課(1664-1981) ▼お問い合わせ/市役所都市

すこやかセンター

▼ところ/県立但馬長寿の郷

▼相談内容/下水道工事に伴

9日(日)、

1月25日(日)、

とき/9月4日(日)、

11 3 月

県立但馬長寿の郷 住まいの相談会を開催

月8日(日

築または増改築の方法など

となりますので、

「事業所ご

いドアへの変更、手すりの取 段差の解消方法、開閉しやす うトイレや浴室などの改築、

住む人に合わせた新

~免除後の保険料と年金額~		
種類	保険料月額	将来受け取る年金額
全額免除 (月額 14, 410 円)	0円	3分の1
4分の3免除	3,600円	2分の1
半額免除	7,210円	3分の2
4分の1免除	10,810円	6分の5
若年者納付猶予	0円	追納しないと 質入されません

つの郷 お問い合わせ/県立但馬長 (**5**662-8456)

手続きに必要なもの/①基

## 存じですか? 年者納付猶予制度

対象)」があります。 納めていただくことが原則で 度」や「若年者納付猶予制度 困難な場合は、「申請免除制 により保険料を納めることが す。しかし、経済的な理由等 (学生を除く30歳未満の方が 国民年金制度は、保険料を

5

または各地域局市民係

の前年の所得により審査され 本人、配偶者、世帯主の各々 原則、

毎年度申請が必要で、

ます。

ていますが、法の趣旨に基づ ごみ」と「家庭ごみ」を区分 収集運搬は「家庭ごみ」のみ を変更することにしました。 業所ごみ」の収集運搬の方法 ごみ」を区分するとともに「事 き、「事業所ごみ」と「家庭 来年4月以降は、 収集運搬と処分を行っ 養父市では「事業所 市直営の

年度の 失業等の場合は「雇用保険受 礎年金番号がわかるもの、② 所市民課(☎662−316 ▼申請・お問い合わせ/市役 降に転入された方は、平成20 し等、④平成20年1月2日以 給資格者証」「離職票」 印鑑 (自署の場合は不要)、③ 「所得(課税)証明書」 の写

します。

## の収集方法が変わります。 来年 4 月から「事業所ごみ」

に分かれます。「事業所ごみ 物以外のごみを指し、廃棄物 で、事業者の責任で処分する の処理及び清掃に関する法律 は、事業者の事業活動によっ ことと定められています。 て発生したごみで、産業廃棄 「家庭ごみ」と「事業所ごみ 市内で排出されるごみは、

の許可申請について一般廃棄物収集運搬

ち込むか、許可を受けた業者 4月以降の一般廃棄物 例」の一部改正を行い、 0 に収集運搬を依頼するかどち 所ごみ)収集運搬は、排出者 自らがクリーンセンターに持 処理及び清掃に関する条 養父市では、「養父市廃棄物 (事業

みは、 ていただくことになります。 けた業者に収集運搬を代行し くか、収集運搬業の許可を受 いただきますようお願いいた センターに持ち込んでいただ 事業者の皆様には、ご協力 排出者自らクリーン

得した業者を随時公表予定 ▼許可業者の公表/許可を取 たは琴弾クリーンセンター 課(5664-2033)ま **5** 6 6 9 1 0 2 2 9) お問い合わせ/市役所環境

らかになります。 これに伴い、この収集運搬